

## **[事案 22-84] 契約者貸付無効確認請求**

・平成 23 年 6 月 27 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

妻が契約者（夫）に無断で、保険会社から契約者貸付を受けたとして、契約者貸付を無効として欲しいと申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

妻が死亡した際、妻が契約者である自分に無断で、平成 4 年～同 20 年にかけて契約者貸付を受けていたことが分かった。

契約者貸付の手続きは、契約者である自分が一切関与しない(契約者貸付請求もカード発行も知らず、また、契約貸付請求書やカード発行のための申込書に記入していない)ところで、妻が無断で行ったものであり、取扱担当者が契約者本人の同意を直接確認しないで実施されたものであるため、契約者貸付をなかつたことにしてほしい。

### **<保険会社の主張>**

下記理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 申立契約に関する他の請求・手続を認識している申立人が契約者貸付についてのみ認識していないとは考えられない。
- (2) 申立人は、契約者貸付手続を無断で行ったと主張する妻に対して、申立契約についてすべてを任せていたのであって、契約者貸付についての権限も与えていた。
- (3) 当該貸付金債務の金額・態様からして、日常家事債務にあたり、申立人が責任を負うものである。
- (4) 請求書による貸付については、債権の準占有者に対する弁済として有効である。
- (5) カード発行の根拠となる開設申込みを妻が無断で行ったとしても、妻の行為には表見代理が成立する。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、本件における契約者貸付は、第 1 回目の貸付は申立人の意思に基づくものであると推測され、第 2 回目以降の貸付については、仮に申立人の承諾がなかつたとしても、その貸付は民法第 478 条（債権の準占有者に対する弁済）の類推適用及び民法第 110 条（権限外の行為の表見代理）により、いずれも有効なものであると解される。

したがって、本件申立内容は認めることはできないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 当審査会においては、筆跡鑑定をすることができないが、平成 4 年の第 1 回目の貸付申込については、申立人の字と極めて似ているように思われ、当該契約者貸付は申立人の意思によるものと推測する。（仮に、万が一、代筆であったとしても、第 2 回目以降の契約者貸付と同様に考える。）
- (2) 申立人は、妻に対して、銀行取引などの家庭内の金銭関係の処理を全面的に委任していたことを認め、申立契約に関する他の手続(減額・特約解約請求、給付金請求)について

も妻の代理を争わず、保険証券・届出印を妻に管理させていたことが認められることから、保険契約一般についても、妻に対して包括的な権限を与えていたのではないかと考えられる。

(3)仮に申立人が妻に対して包括的な権限を与えていなかったとしても、以下のとおり、少なくとも本件の契約者貸付は有効である。

1) 貸付請求書による契約者貸付について

保険会社が代理人または使者と称する者の申込みによる貸付を実行した場合、その者を代理人または使者と認定するにつき、相当の注意義務を尽くしたときは債権の準占有者に対する弁済として貸付の効力を主張することができる(最高裁判所平成9年4月24日判決)、本件においても、下記の事情などから、保険会社としては、募集人を通じ、保険契約書と申込書の印影と届出印の確認をし、保険契約者名義の口座に振込送金して貸し付けた場合には、保険会社として負担すべき通常の注意義務を果たしたものと考えられることから、民法第478条の類推適用が認められ、契約者貸付は有効であると解される。

- ①本件では、契約者貸付による請求は、申立人の妻が、申立人の使者として行っていると思われること。
- ②申立人の妻は、契約者貸付の手続以外にも、申立人の代理人もしくは使者として、保険金の請求などの手続を行っていること。
- ③申込みの際に、保険証券の提出及び申込書に申立人が自ら変更届を出した届出印の押印があること。
- ④一部の貸付申込分を除き、貸付金の振込口座は、申立人名義の口座になっていること。
- ⑤貸付金額が、ほとんどの場合、数万円、最高でも17万円であること。
- ⑥申立人の妻に、申立人の代理人または使者でないことを疑わせる特段の事情がないこと。

2) 保険口座の申込みおよびカードを利用した契約者貸付について

下記のとおり、いずれも有効と考えられる。

- ①保険口座の申込書は申立人の妻の字であると考えられ、申込書の押印と届出印が一致し、手続に際しては保険証券の提出も行われている。
- ②申立人は妻に保険証券や届出印の管理や保険金請求等の手続を任せていることから、申立人の妻が、申立人の代理人もしくは使者として、届出印や証券を提示して保険口座の申込を行った場合、相手方会社には、妻に申し込み権限があると信ずるにつき、正当な理由があると考えられる。
- ③よって、申立人の妻が行った保険口座の申込みは、民法第110条の表見代理により有効であったと認められる。
- ④カードを利用してATMで契約者貸付を受けた行為については、口座規定により免責されると考えられる。